

2012年に大阪市は市営住宅家賃減免の改悪を 減額総額はわずか30億円!

【大生連の試算】

Aさんの場合 100万円の年金 区分1の家賃3万円の場合 (77歳単身)

1類 $32340 \times 12 \text{ヶ月} = 388080 \text{円}$

2類 $43430 \times 12 \text{ヶ月} = 521160 \text{円}$

冬季加算 $3090 \times 5 \text{ヶ月} = 15450 \text{円}$

合計 924690円

$924,690 \times 1.2 \text{倍} = 1,109,628 \text{円}$

家賃 $30,000 \times 12 = 360,000 \text{円}$

$1,109,628 + 360,000 = \boxed{1,469,628 \text{円}}$ 最低生活費認定相当額

このほかに医療費はかかった分を加算します。

100万円 < 1,469,628円 年金額が最低生活費認定相当額より少ないので減免できる。

減免はいくらになるか?

$1,000,000 \div 1,469,628 = 0.68$

表の60~70%をみると減免率は55% ということは区分1の家賃の負担は

$30,000 \times 0.45 = 13,500 \text{円}$ になります。

●現在は、区分1 3万円の家賃なら住宅係数 0.8721 ($30000 \div 34400$)

$6000 \times 0.8721 = 5200 \text{円}$

$1,000,000 - 1,200,000 = 0 \text{円}$ 100万円の年金の場合、120万円の控除がありますので、所得はゼロとして計算しました。しかし、生活保護基準をもとにした見直しのため、大幅に減免家賃があがります。

●Aさんの家賃は現在 5200円⇒見直し後は 13500円にあがります。

●年間100万円の年金で年間 6万2400円の家賃が⇒16万2000円に、生活を圧迫します。